

令和4年小田原市議会6月定例会議案

(報告第16号)

令和4年6月2日提出

目

次

報告第16号 専決処分の報告について..... 1

報告第16号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和41年小田原市条例第34号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和4年6月2日提出

小田原市長 守屋輝彦

損害賠償について

- 1 専決処分年月日 令和4年5月23日
- 2 損害賠償額 別表のとおり（計112,880円）
- 3 相手方 別表のとおり（計3人）
- 4 概要 令和2年6月8日から令和3年2月1日までの間に小田原駅東口付近ほか別表の場所から移動した放置自転車について、所有者への通知をせずに廃棄処分等を行った。

別表

	損害賠償額	相手方	移動した日	移動した場所
1	15,000円	市内在住者	令和2年6月8日	小田原駅東口付近
2	3,200円	市内在住者	令和2年8月19日	小田原駅東口付近
3	94,680円	市内在住者	令和3年2月1日	国府津駅無料自転車駐車場